

## 業務再点検結果報告

部署名	農林水産技術会議事務局研究推進課
部署の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業等に関する試験及び研究の推進にかかる企画・立案並びに評価</li> <li>・試験及び研究の成果の実用化及び普及の促進</li> <li>・試験及び研究の成果にかかる知的財産に関する企画、立案、指導等</li> <li>・農林水産業等に関する試験及び研究の産学官連携の推進</li> <li>・研究者の資質の向上のための研修及び表彰</li> </ul>

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発を推進する上で必要となる研究ニーズ把握や研究成果の普及等については、出来るだけ現地に出向き対面での説明や聞き取りを行うとともに、解りやすい資料の提供、重複を避けた効率的な会議運営などに努めてきている。</li> <li>・これまで、消費者団体(複数)との技術行政に対する意見交換、大学農学部長との意見交換、ブロック単位での技術フォーラム等における生産者との意見交換等を通じた要望・意見等の把握を行ってきた。</li> </ul>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、研究プロジェクト等の予算や公募の周知等については、HP、メルマガ、諸会議等で幅広くかつ分かりやすく伝えることを心がけ、従前より約1月前倒しの周知に努めた。</li> <li>・なお、以上の取り組みに対する苦情等は寄せられていない。</li> </ul>
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究資金による研究活動の不正行為については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づいて対応している。</li> <li>・ルールに対する改善要望等は出されていない。</li> </ul>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>化の促進を達成するために、生産者、消費者、産業界、大学等から研究ニーズの要望を聞き取り、研究事業については公募等により透明性を確保し、研究成果については学会発表、成果集の公表(印刷物、HP等)、現地普及等に取り組んでいる。</p> <p>・また、消費者、大学等から直接意見を聞く場を設営した他、シンポジウム、学会、諸会議等様々な機会を捉えては研究施策のPRや関係者からの意見聴取に努めているところである。</p> <p>・「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要領」等に基づき、国民各層より研究開発に係るニーズを収集し、委託プロジェクト研究の課題設定に活用している。研究課題に係る反映の結果については、その理由を付してニーズ提案者にフィードバックしている。</p> <p>・競争的研究資金制度について大学、民間研究機関等から制度の改善要望・意見を聴取し、21年度の本制度の内容を見直した。</p>
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務 についての点検	総論	○	・直接的な業務はないが、間接的に食の安全にかかる研究プロジェクトの企画や研究成果の現場への普及促進に関する業務を推進している。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	<p>・当課は平成20年8月に新たに設置された部署であり、研究開発全般に係る企画・推進・成果の普及等の業務を担っている。そもそも研究開発成果の最終的な受益者は国民であり、研究開発主体の利益を守るためのものではないと認識し、業務を推進している。なお、研究開発自体が科学的知見に基づいて行われるものである。</p> <p>・食の安全に関する研究開発の多くはリスク分析の概念に即して予防原則の考え方を取り込んだ研究内容となっている。例えば、平成20年から開始された「農産物の生産工程管理に関する研究プロジェクト」や「鳥インフルエンザ及びBSEのリスク管理に関する研究プロジェクト」では危害要因のリスク低減技術に主眼をおいた予防的視点からの研究開発に取り組んでいるところである。</p> <p>・また、研究プロジェクトの内容に応じて、川上から川下までを視野に入れつつ研究を推進している。例えば、平成20年から開始された「農産物の生産工程管理に関する研究プロジェクト」ではフードチェーン全般を対象とした研究課題を設定している。(Farm to Table)</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務へ			